

## 令和4年度の住民税（町・県民税）の改正のお知らせ

住民税に関する主な改正の内容についてお知らせします。所得税に関する内容については、国税庁ホームページや最寄りの税務署までお問い合わせください。

### ○上場株式等の配当等所得および譲渡所得等の申告手続きの簡素化

上場株式等の配当等所得および譲渡所得等について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択する場合は、住民税の納税通知書が送達されるときまでに、所得税と異なる課税方式を選択するための申告（申出）を行う必要があります（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）。

令和3年分の所得税確定申告から、所得税において申告した上場株式等の配当等所得および譲渡所得等のすべてを、住民税において申告不要とする場合（総所得金額等や合計所得金額に含めない場合）は、原則として、所得税確定申告のみで申告手続きが完結するよう簡素化され、所得税確定申告書の様式の改正により当該記載事項が追加されます。

適用を受けるには、次のとおり、所得税確定申告書（第二表）の下段「住民税・事業税に関する事項」の「住民税」のうち、確定申告書A様式は「特定配当等の全部の申告不要」欄、確定申告書B様式は「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に、それぞれ「○」の記載が必要です。

(例)

#### 確定申告書 A

○ 住民税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	特定配当等の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
	円	円	円			円	円	円	円
				○					

住民税に関する事項

(例)

#### 確定申告書 B

○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
	円	円	円	円			円	円	円	円
					○					

住民税・事業税に関する事項

## ○住宅ローン控除の特例の延長等

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について、一定の期間（注文住宅は令和2年10月から令和3年9月末まで、分譲住宅などは令和2年12月から令和3年11月末まで）に契約し、令和4年12月31日までに入居した場合、控除適用期間13年間の特例措置を受けることができます。

また、13年間の控除期間のうち、その年の合計所得金額が1,000万円以下の年に限り、面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も適用となります。（詳しくは、国土交通省ホームページをご確認ください。）

国土交通省ホームページ URL：

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk2\\_000017.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000017.html)

## ○国や地方自治体の実施する子育てにかかる助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や地方自治体（都道府県・市町村）からの子育てにかかる施設・サービスの利用料に対する助成等について、非課税となります。

【非課税となる助成等の例】

（国や地方自治体（都道府県・市町村）からの助成のうち次のもの）

1. ベビーシッターの利用料に対する助成
2. 認可外保育施設等の利用料に対する助成
3. 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

（※）上の助成と一体として行われる助成についても対象となります。（例：生活援助・家事支援、保育施設等の利用の際の主・副食費や交通費等）

## ○セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の対象となる医薬品を、より効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限を5年延長します。

また、いわゆるスイッチOTC薬から効果の薄いものを対象外とし、とりわけ効果があると考えられる薬効（3薬効程度）について、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充します。

（参考）セルフメディケーション税制の概要（改正前）

予防接種など健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う者が、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用が1万2,000円を超えて支払った場合には、その購入費用（年間10万円を限度）のうち1万2,000円を超える額を所得控除する制度です。